

ID: 1133

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第61条の2第1項の規定による。 (高額医療合算介護予防サービス費の支給) 第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日